# 議事録概要

会議名 第 1 回米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業受託 者選定委員会

日時 平成28年4月7日10:00~11:32

場所 本庁舎3階第2応接室

出席者 委員長 角 博明 米子市副市長

副委員長 長井 仁志 米子市市民人権部長

委員 菅原 朗 米子市総務部長

委員 藤原 健史 国立大学法人 岡山大学

廃棄物マネジメント研究センター副センター長

委員 荒井 喜久雄 公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長

事務局 環境事業課 高塚次長、養藤主査兼管理係長、遠藤主任、本郷技師、

池口技師、清水前課長補佐兼管理係長

傍聴者 2名

# 1 開会

(高塚次長)

#### 2 副市長挨拶

本日は、第1回米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業受託者選定委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、年度初めの、公私何かとご 多用のところ、ご出席賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、今回、委員を快くお引き受けいただきましたこと、学識経験者のお二人におかれましては、それぞれ東京と岡山と、遠路お越しいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、このたびは、本市唯一の、ごみ焼却処理場である米子市クリーンセンターの延命 化を目的とした基幹的設備改良工事と、本センターの合理的な運転を目的とした長期包括 的運営事業につきまして、その事業者を一括で公募型プロポーザル方式により選定するに 当たり、本市といたしましては、ぜひとも、審査の透明性及び公正性を確保したいと考え ております。

学識経験者のお二人におかれましては、その専門性について深い造詣をお持ちであると 何っておりますので、専門的な立場から、忌憚のないご意見を頂戴することで適正な受託 者選定ができるものと期待しております。

委員の皆様方におかれましては、本委員会の目的が達成できますように、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

## 3委員自己紹介

#### 4 設置要項の確認

(高塚次長)

次に、日程4の設置要綱の確認をさせていただきます。お配りしております資料番号の 2をご覧いただけますでしょうか。

ページをめくっていただきまして、第4条第2項において、当委員会の委員長は、副市 長。副委員長は、市民人権部長となっておりますので、ご確認の程よろしくおねがいいた します。

また、第5条第1項において、委員長が議長となっておりますので、これからの議事の 進行については、角委員長にお願いしたいと存じます。

なお、第6条に委員の責務として、改めてではございますが、その職務を公正かつ公平 に行わなければならないとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

## 5議事

# (1) 選定委員会の公開・非公開について

(角委員長)

それでは、日程5の(1)「選定委員会の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

#### (養藤主査)

お配りしております資料番号の3「米子市審議会等会議公開指針」をご覧いただけますでしょうか。

指針の第4により、公開又は非公開の決定は、委員会の長が会議に諮って行うこととなっております。

事務局といたしましては、公募型プロポーザル方式の公告前ということもあり、受託事業者選定の公正確保を図るため、本日の会議の議事番号(4)「募集要項等について」から後の審議については、「非公開」とすることを提案させていただきたく存じます。

また、第2回目以降の委員会につきましても、事業者による企画提案やプレゼンテーション等を予定しておりますが、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れもあり、公正な選定を図るため「非公開」とすることを提案させていただきたく存じます。

なお、このたびの会議開催結果の公表につきましては、選定委員の名簿や議事要旨について公表いたしますが、第2回目以降の委員会につきましては、資料番号の4「米子市情報公開条例」第7条(2)アにありますように、公表することにより、事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れもあることから、当面の間、会議開催結果は非公開とし、「優先交渉権者」が決定したのち、非公開情報が明らかにならないように十分

配慮を行った上で、本市指針に基づき市のホームページで公表することを提案したいと存 じます。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### (角委員長)

何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

→ 各委員から意見、質問なし

それでは、本日の会議の議事番号(4)「募集要項等について」から後の審議については、「非公開」とし、第2回目以降も「非公開」とします。また、会議の開催結果の公表につきましても、事務局提案どおりといたします。

# (2)「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業」の実施に係 るこれまでの経緯等について

#### (角委員長)

次に、日程5の(2)「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営 事業の実施に係るこれまでの経緯等について」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

#### (養藤主査)

お配りしております資料番号の5「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業の実施に係るこれまでの経緯等について」をご覧ください。

1の米子市クリーンセンターの概要についてですが、初めに、(1)の施設の概要についてです。①から順に、焼却炉は、全連続燃焼方式で、1日当たり90トンの焼却処理可能な焼却炉が3炉ありますので、1日当たりは270トンの焼却処理が可能な施設でございます。燃焼設備は、ストーカ方式で、平成14年4月から稼働を開始しておりまして、プラントメーカーは、当時の日本鋼管株式会社、現在のJFEエンジニアリング株式会社でございます。

次に、⑥の排ガス処理設備については、2段式のバグフィルタを採用しており、有害ガスやダイオキシン類対策についても対応できる設備となっております。

次に、⑦の灰溶融設備についてですが、こちらのメーカーは、荏原環境プラント株式会社であり、1日当たり29トンの処理能力を持つ炉が2つあります。ただし、こちらの設備は、先月3月31日を以て、休止にしております。

次に、⑧の余熱利用設備については、4千キロワットの能力を持つ発電設備を有しており、現在は、灰溶融設備を休止しておりますので、焼却処理の余熱を利用して発電される電気は、そのほとんどが売電されています。

次に、(2) の各種計画等との関連についてです。本施設が、本市のみならず鳥取県西部 地域において、どのような位置づけの施設であるのか簡単に説明させていただきます。そ れでは、資料の表をご覧ください。

まず上から、平成10年3月に、鳥取県が「ごみ処理の広域化計画」を策定いたしまし

て、県内を東・中・西部の3ブロックに区割りし、ごみ処理の広域化を進める方向性を出しました。ちなみに、本施設は、西部地域に位置付けられております。

そのような中、平成14年4月に本施設が稼働し、平成17年4月からは、お隣の日吉津村の可燃ごみを、平成23年4月からは、本市の東隣りの大山町の一部の可燃ごみを処理しておりまして、こちらの資料には記載がございませんが、本年4月からは西隣りの境港市の可燃ごみの処理も始まったところでございます。

このようなことから、本施設における安定稼働は、本市のみならず他の自治体にも大きな影響を与えますので、平成14年4月の稼働開始から約11年が経過した平成25年11月に庁内組織として、クリーンセンター延命化検討委員会を設置いたしまして、施設の延命化について協議を始めました。

その結果、昨年の1月、平成27年1月にクリーンセンター長寿命化事業の事業化方針を決定し、内容的には、基幹的設備改良工事をその中心とするクリーンセンター長寿命化計画を策定いたしました。

基幹的設備改良工事については、一定の要件によって、環境省の循環型社会形成推進交付金の対象にもなることから、鳥取県西部広域行政管理組合とともに、平成27年1月に地域計画を策定いたしまして、環境省の認定をいただいております。以上、各種計画等との関連についてということで、簡単に説明をさせていただきました。

続いて、ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

2の米子市クリーンセンター長寿命化事業についてですが、先ほど簡単に触れましたが、 平成27年1月に次の3事業について、事業方針を決定いたしました。

初めに、(1)の基幹的設備改良事業についてです。

- ア の事業目的等としては、施設の機能保全、延命化及び CO2 排出量の削減を目的として、 クリーンセンターの基幹的設備の改良工事を実施することとしております。
- イ の工事期間は、本年度から平成31年度の4ヶ年を予定しております。
- ウ の工事概算額は、消費税抜きで、34億7千5百万円を予定しております。
- エ の補助金については、先ほども触れましたが、環境省の循環型社会形成推進交付金の 活用を予定しております。

次に、2つ目の事業として、(2)長期包括的運営事業についてです。

- ア の事業目的等としては、プラント部分の管理運営を長期包括的に業務委託することで、 予防保全的対応による安定操業、長期的な人材育成による人材確保及び技術力の向上、 更には経費の削減等を目的としております。
- イ の委託期間は、平成29年度から平成43年度の15ヶ年を予定しております。平成44年度以降は、鳥取県西部広域行政管理組合が新施設を建設、運営することが計画されておりますので、平成43年度までの契約期間としております。
- ウ の委託概算額は、消費税抜きで、129億5百万円を予定しております。この予算額 については、先の3月議会において、債務負担行為の限度額として承認を得たところで

ございます。

エ の委託業務対象施設及び範囲については、詳細については説明を割愛いたしますが、 先ほども触れましたように、クリーンセンターのプラント部分が主な業務範囲となって おります。よって、敷地内には、ストックヤードや事務室部分等もありますが、そちら のほうは、引き続き、市の管理ということになります。

次に、3つ目の事業として、(3) 灰溶融設備の休止事業についてです。

ア の休止時期は、先ほども触れましたが、先週の3月31日を以て休止いたしました。 イ の休止後の焼却灰再資源化処理は、(ア)の主灰は、先週の4月1日から、兵庫県赤穂市の公益財団法人ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント株式会社においてセメント原料化処理を行っております。また、今週の4月4日から、山口県宇部市の宇部興産株式会社においてもセメント原料化処理を始めたところでございます。(イ)の飛灰については、飛灰をジェットパック車で持ち出す関係から、基幹的設備改良工事において、コンベア等のルート改造を行う予定としておりますので、その工事が終了したのちに、セメント原料化等の再資源化を行う予定としております。

最後に、3の基幹的設備改良事業及び長期包括的運営事業の発注等についてです。

まず(1)の発注方法ですが、両業務を一括発注といたします。理由については、3ページ目になりますが、本市には焼却施設が一つしかなく、また、近隣自治体においても受入可能な施設がないことから、ごみの収集を止めずに、クリーンセンターの運転を行いながら大規模工事を行う必要がある。この場合、同一の指揮命令系統のもとで遂行することによって、大小含めて事故やトラブルを回避する体制の構築が可能であるためという理由でございます。

次に、(2) の受託者の選定方法ですが、公募型プロポーザル方式といたします。理由については、本事業は、現在稼働しているクリーンセンターの運転を止めることなく安定的に稼働させる必要があるため、価格だけではなく品質や技術力を総合的に評価して事業者を選定する総合評価型の事業者選定方式とした。また、本事業は、高度な技術や専門的な知識が必要な事業で、事業者のノウハウによる余地が大きく、事業者のノウハウそのものが、本事業のメリットに結びつくものであることから、発注者が求める要求水準を性能に反映しやすい公募型プロポーザル方式としたということでございます。

なお、公募型プロポーザル方式による一括発注については、既に、地元対策委員会や市 議会等においても説明をさせていただいております。それでは長くなりましたが、これま での経緯等についての説明は以上です。

#### (角委員長)

何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

# (荒井委員)

2点お尋ねします。灰溶融施設を3月31日で休止したということだが、長期包括の事業期間中ずっと休止されるのか、今のところの予定を教えてください。もう1点、地元や

議会には説明しているとのことだが、総合評価型一般競争入札と公募型プロポーザル方式 の2方式のうち、プロポーザル方式を選んだ理由について教えてください。

## (高塚次長)

灰溶融施設の休止についてですが、今までは溶融してスラグ化していたのだが、今後は溶融施設を休止して、セメント原料化にする予定です。セメント原料化は民間が行っているのだが、そこが必ず確保できるかどうか分からないため、うまくセメント原料化が出来ないときのために、廃止ではなく休止ということで残しております。

## (清水前課長補佐)

同じような類の方式だが、総合評価型は仕様発注に近い型、プロポーザル方式は性能発注に近い型である。今回、業者の提案により本事業のメリットに結びつく点が多々あると考えられるため、性能発注に近いプロポーザル方式を採用しました。

#### (角委員長)

それでは、このことを踏まえまして、今後の議事を進行してまいります。

# (3) 選定委員会の進め方および選定スケジュールについて

## (角委員長)

次に、日程5の(3)「選定委員会の進め方及び選定スケジュールについて」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

## (養藤主査)

お配りしております資料番号の6「選定委員会の進め方及び選定スケジュール(案)」を ご覧ください。お示しの表について、上から順次、説明してまいります。

まず、循環型社会形成推進交付金の内示が出ておりますので、本日頂きましたご意見等を反映させたものを、速やかに公告いたします。

次に、5月の上旬を、参加申込書及び参加資格関係書類の提出期限とし、第1次審査を 行います。第1次審査は、参加者の資格要件や業務実績に係る内容になっておりますので、 前審査を事務局で行いまして、委員長の承認を得て、参加者に結果の通知を行いたいと存 じます。

次に、第1次審査を通過した参加者から提案書及び参考見積書の提出を求め、その提出 期限を6月中旬としております。事務局は、受け取った提案書について、特に技術提案に ついて精査し、必要に応じて改善案等を素案としてまとめます。また、点数の加点を目的 とした実施可能性が低い提案等についての質問内容等もまとめます。

その後、6月の下旬に、個別意見聴取方式によって第2回の選定委員会を開催します。 これは、参加者の提案書とともに、先ほどの素案及び質問内容等について、各委員の事務 所等において、事務局から各委員に説明させていただき、ご意見を頂戴する方法でお願い したいと存じます。理由といたしましては、時期的に6月議会と時期が重なることもござ いまして、このような方法を提案させていただきました。 その後、各委員からのご意見等を集約して、委員長の承認のもと、各参加者に改善要求 等を行います。その時に、必要に応じて参加者へのヒアリング(技術対話)を行うことも ございます。改善要求や技術対話を行うことで、加点目的の提案ではなく、実効性のある 提案の担保になることを、その狙いとしております。

その後、改善要求等を反映させた提案書と参考見積書の提出期限を7月下旬としており、 これが最終的に審査対象の資料となります。

その後、8月上旬に、第3回の選定委員会を開催し、参加者によるプレゼンテーションを経て、優先交渉権者の決定を行います。まず、会の前半で、提案書に基づくプレゼンテーションと質疑応答を行い、各委員に評価点をつけていただきます。会の後半部分では、会議形式で、各委員の評価点をお互いに明らかにしたのち、各委員間の評価基準の捉え方について大きな齟齬がないか、確認するための意見交換の場を持ち、委員会としての最終決定(評価点の確定)を行いたいと存じます。

その後、審査結果の公表を速やかに行い、優先交渉権者との協議に入ります。まず、基本契約を行い、基幹的設備改良工事に係る建設工事請負契約の仮契約を行い、9月議会に議案を提出し、議会終了後、長期包括的運営事業に係る業務委託契約書等とともに本契約を締結する予定としております。以上、「選定委員会の進め方及び選定スケジュール(案)」の説明でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

# (角委員長)

何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

→意見、質問なし

それでは、審議のとおり本委員会を進めてまいります。

### (4)募集要項等について

(角委員長)

次に、日程5の(4)「募集要項等について」を議題とさせていただきますが、その前に、 先ほど会議の公開・非公開について審議いたしましたように、これ以降の議事につきましては、入札等の審議にかかる案件ですので、誠に恐れ入りますが、傍聴をされている方の ご退出をお願いしたいと存じます。

(傍聴者、退出)

- (5) 審査基準について
- (6) その他
- 6その他
- 7閉会